

区域外（学区外）就学申請書審査基準

（平成 12 年 10 月 1 日施行）

項目 No.	事 由	判断基準（具体例）	必要書類等	備 考
1	兄弟姉妹関係	本人の兄弟姉妹が既に希望校に在籍している場合	・区域外（学区外）就学申請書	兄弟姉妹が同じ希望校に同時申請を行った場合は、一括判断とする。
2	家庭事情	下校後、家庭に保護監督する者がいない場合で、親の勤務地の学区や祖父母等の居住する学区の学校に通学する場合。	・区域外（学区外）就学申請書 ・親の勤務証明書等 ・祖父母等の住民票	原則として小学生のみ。
		家庭の事情（サラ金からの逃避等）により、住民票を異動できず居住地を明らかにすることが困難と認められる場合。	・区域外（学区外）就学申請書 ・在籍校長の所見又は民生委員の所見等	
		両親の離婚等、本人の精神面に多大な負担を与える事情があり、教育環境面に配慮を要する場合。	・区域外（学区外）就学申請書 ・校長の所見又は民生委員の所見等	
3	転居予定	住宅の新築・改築・その他の理由による転居予定のため、短期間学区外から通学をする場合。 短期間の内にたびたび住所を変える予定があり、教育環境面に配慮を要する場合。	・区域外（学区外）就学申請書 ・新築・改築・転居予定等を証明できる書類の写	原則として転居予定期日までの期限付許可とする。
4	疾病・身体障害者	肢体不自由・病弱等の理由で、距離的に近い学校を希望する場合。 定期的な通院治療を要する疾病があり、希望校への通学が通院にとって正当性があると認められる場合。	・区域外（学区外）就学申請書 ・身体障害者手帳 ・診断書等疾病状況が確認できる書類	特別支援学級への通学またはことばの教室等への通級なども含む。
5	学年途中の転居	急な転居等で登校することにより、本人の精神面に多大な負担を与える可能性がある場合。	・区域外（学区外）就学申請書 ・最高学年以外は校長の所見等	最高学年以外は、性格・友人関係面で配慮を要する場合でなければ、原則として学期末か学年末までの期限付許可とする。
6	その他の教育的配慮	在籍校でのいじめや地域的ないじめ等、通学することにより本人の精神面に多大な負担を与えており、現に不登校状態にある場合。	・区域外（学区外）就学申請書 ・校長の所見又は民生委員等の所見等	在籍校長・受入先校長間の協議、民生委員等の所見等を踏まえたうえで、原則として近接校への転校を認める。
		部活動等のため、希望校通学への教育的配慮を必要とすると認めた場合。	・区域外（学区外）就学申請書 ・校長の所見等	
		その他、教育委員会が特段の配慮が必要であると認めた場合。	・区域外（学区外）就学申請書 ・特殊事情を証明するもの又は校長の所見等	

※ 階上町立小・中学校の通学区域に関する規則第 6 条の規定に基づき、通学区域の変更申請審査の判断基準として定めたもの。